

(地Ⅱ257)

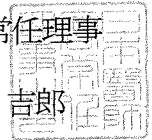
平成29年3月24日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本 吉郎



「職場意識改善助成金」リーフレットの送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、「職場意識改善助成金」をもうけて中小企業事業主を支援しています。

つきましては、「職場意識改善助成金」リーフレットをお送りしますので、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職のご高配を賜われますようお願い申し上げます。





平成29年3月吉日

各団体ご担当者様

「職場意識改善助成金」リーフレットの送付について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、「職場意識改善助成金」を設けて中小企業事業主を支援しています。

今般、以下のとおり「職場意識改善助成金」のリーフレットを作成いたしましたので、傘下企業、関係先等への周知にご活用頂ければ幸いです。

(送付内容)

- ・ 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）リーフレット

※ご不明点等ありましたら下記までお問い合わせ下さい。

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

設定改善係 西、西久保

電話：03-5253-1111（内線 5524・5384）

# 職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース(新設)のご案内

勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金をご活用ください!

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請を受け付けます(事業実施承認は平成29年4月以降となります)。

働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)を活用して、「勤務間インターバル」を導入しましょう。

\*「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、健康の確保や過重労働の防止にも資するものです。

## 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下表のAまたはBのいずれかに該当する事業主

| 業 種         | A. 資本または出資額 | B. 常時使用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下   | 50人以下        |
| サービス業       | 5,000万円以下   | 100人以下       |
| 卸売業         | 1億円以下       | 100人以下       |
| その他の業種      | 3億円以下       | 300人以下       |

\* その他の要件等については、都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室にご確認ください。

## 成果目標

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

### ● 新規導入

勤務間インターバルを導入していない事業場において、新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること

### ● 適用範囲の拡大

既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって勤務間インターバルの対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること

### ● 時間延長

既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して9時間以上とすること

## 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組に要した経費の一部を支給します。

補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数(※)に応じたものとなります。

| 休息時間数(※)        | (表1) 新規導入に該当するものがある場合 |            | (表2) 適用範囲の拡大・時間延長のみの場合 |            |
|-----------------|-----------------------|------------|------------------------|------------|
|                 | 補助率                   | 1企業当たりの上限額 | 補助率                    | 1企業当たりの上限額 |
| 9時間以上<br>11時間未満 | 3/4                   | 40万円       | 3/4                    | 20万円       |
| 11時間以上          | 3/4                   | 50万円       | 3/4                    | 25万円       |

※ 事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

## 支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施してください。

(注)事業実施承認前の取組は支給対象外となります

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新
- 勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

裏面で導入事例を紹介

## 導入事例 1

## 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア導入例

繁忙期に深夜まで残業することがある  
また、始・終業時刻は従業員が台帳に手書きで  
記録していたため、管理上のミスが多い

従業員の健康確保のため、  
勤務間インターバルを導入することとし、  
正確な労働時間管理が不可欠に！

**ICカード及び管理・集計ソフトを導入**

始・終業時刻を正確に管理するとともに、  
インターバルを考慮した翌出勤時間が  
本人及び上司にメール送信されるシステムを整備

### 導入前

従業員が始・終業時刻を  
台帳に手書きしていた



### 導入後

ICカードにより始・終業の時刻を正確  
に管理するとともに、インターバルを  
考慮した翌出勤時刻が本人及び上司  
にメール送信されるシステムを整備



## 導入事例 2

## 外部専門家によるコンサルティング導入例

長時間労働の現状を踏まえ、労使委員会で、非効率な  
業務の改善を行うとともに、従業員の健康確保のため、  
勤務間インターバルを導入することが提言された

業務体制等の現状の把握、問題点・原因の分析、  
対策の検討、勤務間インターバル導入等のため  
外部専門家を活用！

**外部専門家にコンサルティングを依頼**

業務内容を抜本的に見直すことにより、  
休息時間を確保できる体制を整備

### 導入後

外部専門家にコンサルティングを依頼し、業務  
内容を抜本的に見直すことにより、休息時間を  
確保できる体制を整備



### 申請書受付期間

平成29年12月15日(金)まで

※ 平成29年4月以降に事業実施承認を行います。  
事業実施承認がなされる前に行った事業(契約行  
為を含みます)については、支給対象とはなりません  
のでご注意ください。なお、職場意識改善助成金  
は国の予算額に制約されるため、12月15日以前に  
受付を締め切る場合があります。

### 申請にあたっての注意

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関す  
る法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。
- 偽りその他の不正行為により事業実施承認を受けた場合  
は、その承認の一部または全部を取り消すことがあります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の支給を受けた場合は、  
助成金の返還を求めることがあります。また、5年以下の懲  
役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

### お問い合わせ先(申請窓口)



都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

詳細はこちら  
からも確認  
いただけます。

